

別紙

(一部改訂 6月18日)

感染拡大予防にかかる施設利用指針
【屋内体育施設等】

令和2年5月27日

神戸市

1. はじめに

施設管理者においては、まずは施設を利用する競技の内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。特に、競技中は様々な状況が起こりうることから、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日付 スポーツ庁通知）や中央競技団体が作成する各競技別のガイドライン、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）に留意し、適切な施設運営に努めること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品は（※ドアノブなど）手が触れる場所と頻度を特定する
 - ※高頻度接触部位（運動・スポーツ用具、自動販売機、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、ロッカーの取手、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）には特に注意する
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する
- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示する等により、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止に取り組む

2. 各施設に関する基本的事項

2-1. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2m以上）を確保する
 - ※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く
- ・強度が高い運動、スポーツの場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を確保する
- ・距離を置いて並べるように目印の設置等を行う
- ・人と人が対面する窓口等は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を実施する
- ・大会利用時等の観客席は、一部の利用を制限し、四方の間隔が十分確保できるよう、必

要に応じて人数制限を行う

【イメージ】奇数列は着席可、偶数列は着席不可（家族間の間隔は除く）



- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなど)を行う
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面記入や現金の授受等を避けるようにする
- 施設に滞在する時間を必要最低限に抑えるため、利用時間の数分前集合、利用後の速やかな退出を促す

2-2. 症状のある方の利用制限

- 入館時の体温チェックの実施（書面によるチェックリストの提出）
 - 利用者からの以下の事項を記載した書面の提出を求めること
- ※利用者が団体及びイベント主催者の場合は、代表者が参加者全員の情報を取りまとめて保管し、施設管理者に代表者の連絡先等のみ提出することも可能とする。その際は、体温や利用前2週間の体調等について入場時に体温を確認したり、口頭で確認したりする方法も可能とする。

（確認事項）

- ①氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取扱いに十分注意する
- ②利用当日の体温
- ③利用前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- 発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある人は利用しないよう呼びかけ、必要に応じて、発熱者を体温計やサーモグラフィなどで特定し入館を制限する
- なお、万が一感染が発生した場合に備え、保健所等の公的機関へ提供されうることを事前周知するなど、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に管理する

2-3. マスクの着用

- 受付、着替え、表彰式等の運動、スポーツを行っていない間、特に会話をする時は、必ずマスクを着用するよう周知する
- マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があること、夏場においては熱中症になりやすいことから、適宜、利用における健康面について周知するとともに、救急体制を確保する

2-4. スポーツ用具の管理 ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する

- 共用を避けるため、利用者が所有するスポーツ用具を持参するよう周知する
- やむを得ず、共用するスポーツ用具は、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしたうえで、こまめに消毒する
- 貸出する際は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をし、貸出前後で消毒を行う

2-5. 洗面所（トイレ） ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する

- 便器内は通常の清掃で良い
- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
- 便座のふたを閉めて汚物を流すよう表示する
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ハンドドライヤーは止め、共用のタオル利用は禁止する
- お手拭きについては自己で準備してもらうよう促す

2-6. 更衣室・休憩スペース ※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する

- 一度に利用する人数を減らし、密になることを避ける
- 対面での食事や会話をしないようにする
- 更衣室、休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる

- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する

2-7. ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉し、持ち帰るよう周知する
- ・ごみを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う

2-8. 清掃・消毒

- ・入口及び施設内に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を設置する
- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒する
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にしたうえで、こまめに消毒する
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する

2-9. その他

- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する

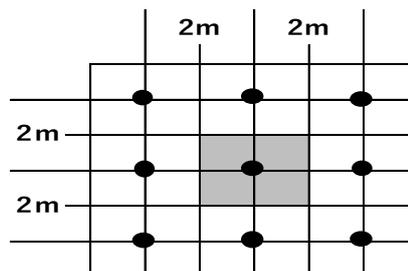
3. 各部屋における感染拡大を予防するための措置

3-1. 体育館（体育室）・柔道場・剣道場・弓道場・クライミング施設等

・一度の複数団体利用は可能とするが、「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）に沿って、部屋全体の人数制限について段階的に緩和することとする。なお、国の基準の見直しがあった場合には、それに準ずることとする。

（利用方法：個人、教室、大会利用共通）

【イメージ】



- 大会利用時等の観客席は、一部の利用を制限し、四方の間隔が十分確保できるよう、必要に応じて人数制限を行う

【イメージ（再掲）】奇数列は着席可、偶数列は着席不可（家族間の間隔は除く）



- 換気設備の適切な運転や、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う
- 体育館の床をこまめに清掃する
- 体育館の床などの清掃について、必要に応じて専門業者に確認し、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図る

3-2. プール

- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令に従う
- 遊泳プール等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないようにする

3-3. トレーニング室

※業種別の感染拡大防止ガイドライン等が実践されるなど、感染防止策の徹底を前提に再開する

（利用にあたっての運営想定）

- 密閉された空間となることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する
 ※建築基準法施行令第20条の2第2号を参考に、各施設の状況に応じて必要な換気量を確保する
- トレーニング機器を利用する際は、除菌シート（使い捨て）等で使用前後の清拭消毒を徹底し、汗拭き用として設置されている雑巾（タオル）は共用を避ける
- 利用者に対しては、事前に消毒する趣旨を掲示や書面の手渡しによって周知する
- 人数制限によって対人距離の確保（できるだけ2m以上）やトレーニング機器の間引き等を実施する
- トレーニング室利用時は、可能な限りマスクを着用する
- 指導者のマスク着用を徹底する

3-4. 貸会議室

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保される
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行う
(例：40人定員の会議室の場合、20人以下での利用とすることを予約時に説明)
- 発声による飛沫感染対策として、通常の会話程度の範囲の打合せやミーティングなどに限定して利用を認め、距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する
- 入退出時(退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する
- 適切な換気を行うとともに、利用交代のタイミングで適切な消毒を行う

3-5. 更衣室・シャワー室

- 運動、スポーツ等を速やかに利用できる服装で来館するよう、事前に呼びかける
- 同時に入室できる人数を制限する(少なくとも1名あたり4㎡を確保)
- 対人距離を2m確保し、更衣室・シャワー室の面積を4㎡で除した値を定員とする
- 更衣室・シャワー室に入室できるのは上記の定員人数とし、これを超える場合は、廊下等で間隔(2m)をあけて整列する
- 利用前に手指の消毒又は手洗いをするよう周知する
- 更衣中はマスクを着用し、発声を控えるよう周知する

3-6. 休憩スペース

- 一度に休憩する人数を減らすため、机、座席を半数にする
- マスクの着用を徹底する

【利用者への呼びかけ】

- 利用当日の体温や体調等を確認するためのチェックリストを提出(受付時)
- 利用者の体温測定、体調不良者やマスク未着用者は入館禁止(玄関掲示)
- 利用者同士の大声での会話や応援等を行わないよう周知(館内掲示)

下記内容を、利用申し込み時と入館時に利用者に対し周知ください。

《体育施設をご利用いただく市民の皆様へ》

- チェックリスト（書面）において、該当する項目がある場合は、自主的に利用を見合わせてください。
※来館前には体温を測定いただき、体調不良の場合は来館しないでください。
- 受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話をする時は、必ずマスクを着用してください。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行ってください。
- 他の利用者等と十分な間隔（できるだけ2m以上）を確保してください。
- 施設内では、利用者同士で大声での会話や応援等をしないでください。
- マスクを着用しての運動・スポーツを行った際、息苦しさを感じた場合はすぐにマスクを外して休憩してください。
- 熱中症対策の観点から、こまめな水分・塩分の補給を行ってください。ただし、複数の方との飲み回しは控えてください。
- 30分に一回、室内二方向の窓（又はドア）を開け、5分間程度、換気してください。
（熱中症対策のためにもお願いします。）
また、換気が不十分な場合、ドアを開放してお使いください。
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。
- タオルの共用はしないでください。
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないでください。
- 感染が発生した場合に備え、利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に保管いたします。
※万が一感染が発生した場合は、保健所等の公的機関へ情報を提供することがあります。
- 感染拡大の防止のため、遵守すべき事項が守れない場合、予約の取り消し、途中退場を求めることがあります。

【参考】

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン スポーツ庁
(https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)
- ・FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン
一般社団法人日本フィットネス産業協会 (<https://www.fia.or.jp/public/19525/>)
- ・安全なダンス教室営業に向けて 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
(http://www.jdsf.or.jp/wp/wpcontent/uploads/2020/05/2020525_JdsfAnnounce.pdf)
- ・移行期間における都道府県の対応について 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)